

弁護士による無料法律相談をご利用ください



消費者問題・多重債務などでお困りの方、一人で抱え込まずにご相談ください。相談内容は問いません。秘密は厳守されます。

▼日時 2月23日(木) 午後1時～4時まで(要予約/相談時間は30分程度)
▼場所 田原福祉センター相談室
▼相談料 無料
▼申し込み 電話にて

▼商工観光課
☎23局3522 FAX22局3817

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

東三河都市計画 道路

田原町東大浜・長四分地内において、市が進めている三河田原駅周辺の整備について、道路(駅前広場)の区域に変更が生じたため、今回、その計画案を次のとおり縦覧します。

▼計画の区域 田原市田原町東大浜・長四分地内
▼縦覧期間 1月

13日(金)～27日(金) / 市役所執務時間中
▼縦覧場所 街づくり推進課(市役所北庁舎2階)
▼その他 2この都市計画の案について、田原市民および利害関係を有する方は、縦覧期間満了の日までに田原市に対し意見書を提出することができます。

TAX

税

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、平成22年10月に「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金」の税務上の取扱いが変更されました。

これにより、過去5年以内の各年分について、所得税が納め過ぎとなっている方に、税務署で所得税の還付手続を行っていただき、個人住民税の還付を行ってまいりました。

このたび、平成13年度分以後の各年度分について、納め過ぎとなっている個人住民税に相当する額を、特別還付金として支給する制度を設けました。対象の方は、税務課で特別還付金支給の申請手続きをしてください。

▼対象 平成12年～17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方
▼受付期間 1月～12月

※詳しくはお問い合わせください。
▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

所得税の還付申告(平成23年分)

▼対象 給与所得のみの方で医療費控除を受けようとする方、中途退職者など年末調整がされていない方で、還付申告を受けようとする方

▼受付期間 2月1日(水)～15日(水) ①午前9時～11時 ②午後1時～4時
▼受付場所 税務課(南庁舎2階)
▼その他 2月16日(木)～3月15日(木)までは市内各確定申告会場で受け付けます。

※詳しくはお問い合わせください。
▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

『e-Tax』で国税の申告・納税が簡単に

『e-Tax』では、所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などが、インターネットを利用して行うことができます。

◆**こんなにあるメリット**
① 国税庁のホームページで24時間受け付けます。
② 最高4000円の税額控除が受けられます。(ただし、平成19年から23年分の申告で1回のみ)
③ 添付書類の提出を省略することができます。

④ 書面申告に比べ、還付金処理が早くなります。(3週間程度に短縮)

◆利用方法

- ① 電子証明書を取得し、ICカードリーダーライターをご用意ください。
- ② 開始届出書を提出して利用者識別番号などを取得してください。インターネットを利用したオンライン提出ができます。
- ③ 初期登録(電子証明書の登録など)を行ってください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp)

▼豊橋税務署
☎(0532)52局6201